

新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託仕様書

第1章 業務概要

1. 業務名

新 B&G 海洋センターLED ビジョン等導入業務委託

2. 業務の目的

令和8年度にオープンする新しい B&G 海洋センターでは、利用者に新たな体験型プログラムを提供するため、大型 LED ビジョンを導入する。

また、カヌーなどの海洋性スポーツをテーマとした訴求力のあるデジタルコンテンツを制作し、高画質かつ大画面の LED ビジョンに投影・配信することで、施設の付加価値を高め、より多くの利用者を引きつけることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 設置場所

新 B&G 海洋センター2階（滝川市西滝川 10）

5. 納入機器

名称	数量	備考
LED ビジョン	1 台	HDMI ケーブル等の必要備品を含む。
LED ビジョン制御機器	1 台	HDMI 入力端子を3系統以上
LED ビジョンプレイヤー	1 台	コンテンツの管理・配信用
パソコン	1 台	制作したデジタルコンテンツを格納した端末

6. 基本要件

- (1) LED ビジョン及び周辺機器の調達、納入
- (2) LED ビジョン管理システム（コンテンツ配信用）の構築
- (3) LED ビジョンの組立、設置
- (4) デジタルコンテンツの制作（制作数：1 本）

第2章 業務内容

1. LED ビジョン及び周辺機器の調達、納入

LED ビジョンを運用・管理するために必要となる周辺機器一式（LED ビジョン制御機器、LED ビジョンプレイヤーなど）を含めて調達、納入すること。

なお、LED ビジョン等機器は下記の仕様を満たすものとする。ただし、発注者が想定する用途、設置場所を考慮して、より効果的な機能・サイズ等の提案がある場合は、発注者と協議できるものとする。

項目	仕様
画面サイズ	W8,000mm×H2,750mm
キャビネット材質	ダイキャストアルミ
ピクセルピッチ	P2.5mm
発光素子	SMD 3in1 表面 GOB 樹脂加工
輝度	700cd/m ² 以上
リフレッシュレート	3,840Hz 以上
防塵防水	素子面 IP40 以上 キャビネット背面 IP10 以上
メンテナンス方法	フロント
最大消費電力	550W/m ² 以下
耐久性	使用時間 10 万時間以上
その他	・ PSE 取得済みの製品であること。 ・ 保証期間は設置完了日から3年以上とすること。 ・ 外部入力 PC による動画再生などが行えること。

2. LED ビジョン管理システム（コンテンツ配信用）の構築

今後、継続的に発注者が LED ビジョンを運用・活用していくため、必要な環境整備を行うとともに、下記の要件を満たす LED ビジョン管理システムを構築すること。

また、システムの構築にあたっては、別紙1「LED ビジョン運用イメージ」を参照すること。

- （1）コンテンツの放映開始時刻及び放映終了時刻を設定できること。
- （2）コンテンツのループ再生が設定できること。
- （3）日にち指定、曜日指定、時間指定など様々なスケジュール設定が行えること。
- （4）コンテンツの変更、ユーザー管理機能が容易に行えること。
- （5）将来的なコンテンツの追加を見据え、パソコンの内部ストレージ容量は2TB 以上とすること。

3. LEDビジョンの組立、設置

LEDビジョンの設置場所は、別紙2「LEDビジョン設置場所」を参照すること。

詳細な設置場所については、現地調査及び発注者との協議により決定することとし、工法決定や積算に伴う事前調査は受注者の責任において行うものとする。

なお、LEDビジョン設置に係るコンセント及び配線工事は、発注者の責任において行うものとする。

4. デジタルコンテンツの制作（制作数：1本）

デジタルコンテンツは下記の要件を満たすものとする。ただし、発注者の意図を考慮して、より効果的な提案がある場合は、発注者と協議できるものとする。なお、完成までの過程においては、発注者の確認を受けながら制作を進めること。

- （1）カヌーなどの海洋性スポーツをテーマとすること。
- （2）カヤックパドルングマシンとの連動性を持たせること。
- （3）利用者が主体的に楽しみながら、新しい体験や学びにつながる要素（インタラクティブ性など）を取り入れること。なお、機器の管理上、LEDビジョンの画面に直接触れるようなデジタルコンテンツではないものとする。
- （4）飽きさせない工夫を取り入れること。
- （5）滝川市の特色を取り入れること。
- （6）尺の長さは3～5分程度とすること。
- （7）適切なBGMや効果音を取り入れること。
- （8）解像度は3,200×1,100（全画面表示）に設定すること。

5. 運用・保守管理

- （1）発注者がLEDビジョンの機能を理解し、適切に運用するための操作マニュアルを作成するとともに、稼働開始前に職員を対象とした操作方法の研修を行うこと。
- （2）導入後において、LEDビジョン等の使用方法・故障等に関する問い合わせに対応できる体制を整えること。
- （3）導入後に人為的なもの、または機器が本来予定していない使用によるもの以外に発生した故障、トラブルについて、メーカー保証等の期間においては無償で対応を行うこと。

第3章 業務の実施

1. 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を記載した「業務計画書」を作成・提出し、発注者の承認を得るものとする（仕様書に定めのない業務については協議事項とし、適宜追加するものとする）。

- （１）業務概要、取組方針
- （２）業務工程計画、打合せ計画
- （３）全事業関係者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当者、連絡体制、連絡先
- （４）配置技術者名簿
- （５）発注者が他に必要とする事項

2. 業務の実施

- （１）受注者は、本仕様書に基づき業務を実施するとともに、関係する法令を遵守すること。
- （２）受注者は、発注者と協議を行いその意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもと、業務を実施すること。
- （３）受注者は、業務の一部を再委託する場合、予め発注者の承認を得ること。なお、業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。
- （４）受注者は、業務の進捗に関して、発注者に適宜報告を行うこと。
- （５）受注者は、業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- （６）受注者は、この業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- （７）受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、発注者と協議の上、応急処置を講じなければならない。また、天災事変等やむを得ない場合を除き、作業を中断するに至った場合には、直ちに発注者に連絡し代替措置を講じること。なお、受注者の判断によりがたい場合は、発注者との協議により対策を講じるものとする。
- （８）受注者は、この業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、受注者に責がある場合において、その損害賠償の責を負わなければならない。

3. 打合せ及び記録

本業務を適切かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、記録は word 形式で速やかに作成し、議事録として当該データを提出すること。

4. 成果品の納品

受注者は、次に掲げる成果品を提出するものとする。ただし、履行期間中において、受注者がこれを承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

また、本業務完了後であっても、その成果品に不備が発見された場合には、受注者は速やかに成果品を訂正しなくてはならない。

- (1) LED ビジョン及び周辺機器一式
- (2) コンテンツ等を格納したパソコン端末及びコンテンツに使用する機器一式
- (3) 操作マニュアル 2部
- (4) 業務完了届 1部
- (5) 業務完了報告書 1部

5. 成果品に係る著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

ただし、著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

- (2) 受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受注者は、著作権法第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受注者は、発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者はその損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標登録権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

6. 資料等の貸与

- (1) 業務の実施にあたり、必要となる発注者所有の資料等は、原則貸与する。
- (2) 貸与された資料等は、発注者の許可なく複製し又は目的外に使用してはならない。
- (3) 貸与された資料等は、業務が完了したときは、速やかに発注者に返却しなければならない。

7. その他

- (1) 個人情報の取り扱いについては、滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

- (2) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項、不明確な事項、疑義の生じた事項等に変更が生じた場合は、その対応について発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時の協議の内容を踏まえて、修正することがある。